

2. 環境負荷低減の取組みが経済活動として循環する社会経済システム

2.1 4R社会の実現

ごみ減量リサイクル推進モデル事業

1 事業の目的

ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、産学官が連携して推進方策の検討及びリサイクル事業者と市町村とのマッチング等を行うとともに、モデル的な取組みを行う市町村や民間団体の支援を行う。

2 事業の内容

(1) 産学官が連携した推進方策の検討

とっとり環境イニシアティブにおいて、排出量の多い廃棄物のリサイクルや先進的な取組みの推進方策について検討するとともに、リサイクル業者と市町村とのマッチング等を行う。

(2) ごみ減量リサイクル創出支援事業

市町村が行う「ごみ減量リサイクル」を推進するため、外部評価委員会を設置し、モデル事業の支援を行うとともに、普及拡大に向けた事業効果等の検証を行う。

(3) ごみ減量リサイクル実践団体支援事業

ごみ減量リサイクル効果の大きい、生ごみの水切り・堆肥化、ミックスペーパーの分別排出等の実践者を県内に拡大するため、この取組みを組織的に行う民間団体に対し支援を行う。

補助事業	実施主体	補助期間	補助内容	備考
ごみ減量リサイクル創出支援事業補助金	市町村、一部事務組合等	最大3年	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルシステム導入調査検討経費(報償費、旅費、消耗品費、食料費、会場借上料等) ・補助率:1/2、限度額:150万円/年 ○施設設置費等 ・補助率:1/3、限度額:2,000万円/3年 ※ただし、補助期間中の合計額は2,000万円以下 	学識経験者等による外部評価等において、事業の採算性評価、効果等の検証を行う
ごみ減量リサイクル実践団体支援事業補助金	民間団体		<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量リサイクル実践活動経費(報償費、旅費、消耗品費、食料費、会場借上料等) ・補助率:1/2、限度額:50万円/年 	

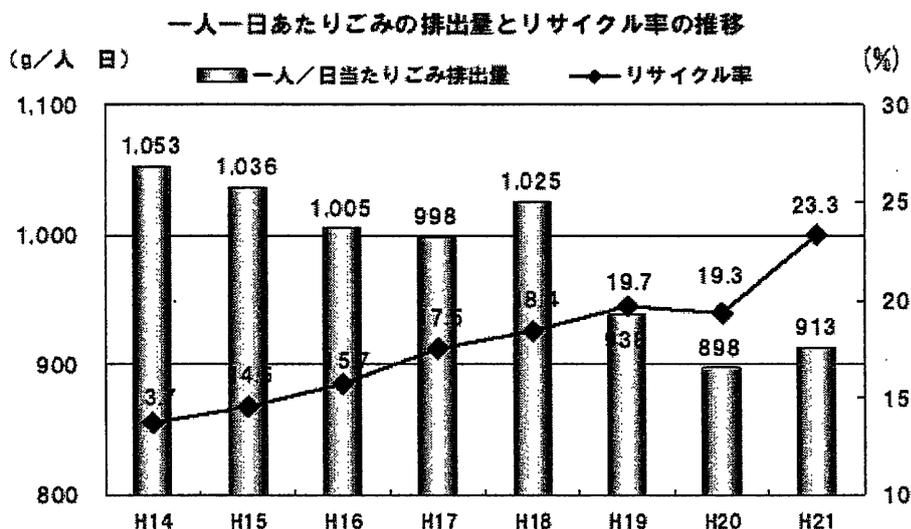
3 事業の現状及び課題

○市町村のごみ袋の有料化や生ごみの資源化の取組等により、ごみの排出量は着実に減少し、リサイクル率は順調に向上。(排出量913g/人・日 リサイクル率

23.3%(H21実績))

○廃棄物の特性に応じた効率的なごみ減量リサイクルシステムを構築するため、産学官が連携して推進方策の検討するほか、市町村とリサイクル事業者とのマッチング、モデル的な取組み支援等を進めていく必要がある。

○可燃ごみの中で比重の大きい生ごみの水切り・堆肥化や紙ごみの分別徹底など家庭でできる取組みについて、関係団体や市町村と連携し実践者の拡大を図っていく必要がある。



●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

フェロニッケルスラグ活用促進事業

1 事業の目的

フェロニッケルの精錬工程で発生するフェロニッケルスラグ(FNS)の利用促進を図るため、FNS使用量を高めたコンクリート二次製品(側溝、擁壁等)の技術開発を行い、県内公共工事におけるリサイクルを推進する。

【フェロニッケルスラグとは】

フェロニッケルの精錬の際に副産される溶融スラグを除冷、或いは水又は空気で急冷して得られるスラグのこと。

(スラグとは、金属等の精錬や焼却灰の溶融処理時に副産される固化物のこと。)

2 事業の内容

○公共事業で使用するコンクリート二次製品については、現在、FNSを製品重量の5%混入しているが、FNS使用量を増やすためには、製品の各種強度や対凍害性などを評価・検証する必要がある。

○そのため、県が委託した(財)鳥取県建設技術センターが鳥取大学との共同研究、並びに県コンクリート製品協同組合の協力を得ながら、FNS使用量をアップさせたコンクリート二次製品の技術開発と検証を平成22～23年度の2か年にかけて行

う。

3 事業の現状及び課題

○県が事業主体となり実施している旧岩美鉱山の坑排水処理で発生する沈澱物（汚泥澱物、約300トン／年）は、産業廃棄物として最終処分場へ埋立て処理されてきたが、平成15年度から京都府内のステンレス原料製造工場へ売却搬出し、ステンレスの原料（フェロニッケル：鉄とニッケルの合金）としてリサイクルしている。

○澱物を産業廃棄物として処分すると多額の費用が必要となるが、旧岩美鉱山の場合、リサイクル化を行うことで反対に収入となっており、FNSの県内利用を安定させ、売却搬出を継続することは県の施策上重要である。

●担当：県土整備部 技術企画課 企画・技術調査担当 電話0857-26-7410

参考URL

鳥取県技術企画課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32672>

建設リサイクル法による再資源化の推進

1 事業の目的

再資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を促進することにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

建設リサイクル法によるパトロール（直営）

3 事業の現状及び課題

毎年数件ではあるが無届工事や無許可業者による解体工事実施などの摘発事例が出ている。

法律の目的・効果等を広くPRしていく必要があると思われる。

●担当：県土整備部 技術企画課 企画・技術調査担当 電話0857-26-7808

参考URL

鳥取県技術企画課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32672>



2. 環境負荷低減の取組みが経済活動として循環する社会経済システムの実現

2.2 リサイクル産業の振興

リサイクル産業クラスター形成支援事業

1 事業の目的

リサイクル産業クラスターを形成するため、(財)鳥取県産業振興機構におけるリサイクル産業クラスターコーディネーターの設置を支援し、新たなリサイクルビジネスの創出を促進する。

2 事業の内容

(財)鳥取県産業振興機構西部支部にリサイクル産業コーディネーター1名を配置するため、同機構に配置に必要な経費を補助する。

3 事業の現状及び課題

リサイクルビジネスを確立するためには、技術開発から販路開拓までのノウハウを持っている産業振興機構が主体となりサポートする仕組みが必要。

本年度も「廃ガラス」、「廃蛍光管」、「廃竹(孟宗竹)」のクラスターが進行中であり、更に新たなクラスターも形成しつつある。

●担当: 商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより

「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

リサイクル技術等開発促進事業

1 事業の目的

リサイクルビジネスの創出及び新技術・新商品の研究開発等を支援することにより、県内リサイクル産業を活性化させる。

2 事業の内容

○リサイクル技術・製品実用化事業

企業、大学等が行う廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに資する技術・製品開発等に助成。

・バイオマス分野 700万円(補助率2/3)×1件

・リサイクル分野 500万円(補助率2/3)×2件(特認は700万円)

○リサイクル産業活性化事業

県や国等のリサイクルビジネスに係る支援制度のパンフレットを作成・配布

3 事業の現状及び課題

○リサイクルビジネスを創出するために、企業と大学・試験研究機関等とのマッチングを行い、新技術や新製品の開発・実用化を促進することが必要。

○また、中小事業による新技術や新製品の開発・実用化を促進するためには大学等が保有する技術力を活用することが有効であるが、実用化の見極めが難しく多額の経費が必要。

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより

「リサイクル技術や製品の開発支援」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27151>

環境産業整備促進事業

1 事業の目的

廃棄物を利活用するための施設・設備等のインフラを整備する企業が金融機関から融資を受ける際に、県から利子補給を行うことで、県内の廃棄物のリサイクルに取り組む企業を支援する。

2 事業の内容

県内廃棄物の適正処理及びリサイクルを行うための施設・設備の整備に係る経費を融資する。

○融資条件

項目	内容	
融資条件	限度額	事業に要する経費で1億円まで(特認2.8億円)
	資金使途	施設・設備の整備費
	期間	10年以内(うち据置2年以内)
	貸付利率	1.66%(変動金利)
	信用保証	全て鳥取県信用保証協会の保証を必要とする。
	信用保証料	年0.45%~1.08%(弾力化料率)
	償還方法	割賦均等償還

3 事業の現状及び課題

県内の廃棄物の再生利用・減量化率は95.3%(平成21年度実績)となっているが、県内最終処分場の残余容量が減少しつつあり、また、管理型最終処分場がないため、一層の減量化及びリサイクルを促進する必要がある。

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

「環境産業支援資金融資のご案内」

リサイクル製品普及・販売促進事業

1 事業の目的

持続可能な循環型社会の構築に必要な「リサイクル推進」の課題の一つである「リサイクル製品の需要」(出口)を確保するため、グリーン商品の認定やリサイクル製品のPRを充実させるなどして販売を促進する。

2 事業の内容

○リサイクル製品販売促進事業

・リサイクル製品の需要を確保するため、県外の展示会・見本市への出展及び展示後のフォローアップ等に要する経費の補助

・県認定グリーン商品普及促進事業

○安全なリサイクル製品の製造を誘導するため、グリーン商品として認定し、県内外でより多くの需要の確保。

○鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の展示会出展経費等への補助、後援。

○ホームページによる広報、環境関連イベントへの出展。

3 事業の現状及び課題

県内で製造されるリサイクル製品の多くが公共工事に依存しているが、公共工事の減少などにより、十分な需要が確保できていない。

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

環境ビジネス交流会事業

1 事業の目的

環境ビジネスに多くの企業が参入し、本県の環境と経済を持続的に発展させる。

2 事業の内容

県内の環境ビジネスに関心のある企業(県内外)、団体、個人等と既に取り組を始めている企業、大学、研究機関等との交流を通して、環境ビジネスに新規参入できるよう「環境ビジネス交流会」を開催する。

また、本年度は県内企業を広く紹介することで、ビジネスマッチングや販路開拓を支援する「とっとり産業フェスティバル」との合同開催とする。

(1)開催日 平成23年8月26日(金)～8月27日(土)10時から17時

(2)場 所 鳥取産業体育館

(3)主 催 とっとり産業フェスティバル2011(同実行委員会)
環境ビジネス交流会2011(鳥取県)

(4)内 容 ・基調講演
・企業展示会・商談会

- ・山陰発シーズ発表会
- ・ポスターセッション
- ・産学官連携交流会 等環境ビジネスに参入を希望する企業には様々な不安が存在するため、容易に新規事業に踏み出せない。
(企業の不安要因)技術開発、人材・資金不足、販路開拓、各種法規制等

3 事業の現状及び課題

○平成21年度から実施し参加企業や来場者は増えており一定の評価を頂いているものの、出展者からの意見として、「商談に繋がらなかった」「企業からの来訪者が少なかった」といった意見も見られることから、企業に対して魅力ある催事広報が出来ているとは言い難い。

○来年度に向けて大学、商工会、銀行、機構等と更に協力し、企業に対する広報活動にも力を入れて行きたい。

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=143160>

リサイクルビジネスモデル支援事業

1 事業の目的

優れた技術・製品・計画などを有する県内のリサイクル企業等が、これまで市場性や収益性の面からリサイクルビジネスとしての成立が困難であった分野において、新たなリサイクルビジネスモデルを創出することを目的とした事業に係る費用を助成

2 事業の内容

【応募資格】

県内に所在するリサイクルを行う企業(企業又はその組合をいう。以下同じ。)
(新規にリサイクル産業に参入する企業を含む)及びリサイクル機器製造関連企業で、助成対象となる事業を行うもの

【助成対象】

補助事業	補助率	限度額
県内のリサイクルを行う企業及びリサイクル機器製造関連企業が行う次の事業 1 リサイクルビジネス調査事業 (市場動向、競合状況、顧客ニーズ、製品活用、コスト比較等の調査事業及びこれらを含む調査委託事業) 2 トライアル調査実施事業 (新しいリサイクルビジネスモデルを構築するための実証実験を行う事業)	2/3	200万円

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより
「環境産業の支援・育成」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

環境へ配慮したガラスリサイクル技術及び高機能リサイクル製品の開発

1 事業の目的

衛生環境研究所で開発し、県内で事業化されている発泡ガラスに係る特許技術等を活用し、重金属等を含みリサイクルの進んでいない廃ガラス 類(電気電子系ガラス等)について、リサイクル技術を確立する。

また、廃ガラスをリサイクルした発泡ガラスについて、新規の機能性を付与し、付加価値の高いリサイクル製品の製造技術を確立する。

2 事業の内容

環境に配慮した廃ガラスリサイクル技術の開発と高機能ガラスリサイクル製品の開発

- (1) 廃ブラウン管ガラスからの鉛分離技術の開発
- (2) 環境汚染物質の吸着能をもつガラスリサイクル材の開発

3 事業の現状及び課題

鉛脱離技術に関しては、分相法により、鉛ガラスから鉛の除去方法を確立し、高い除去率が得られた。塩化揮発法等に関しては、熱分析により反応条件の最適化を行った。塩化揮発法については、加熱炉により鉛除去試験を実施し、最適な反応条件の検討を進めている。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

廃小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等の資源化とリスク評価

1 事業の目的

- (1) 一般廃棄物のリサイクル率の向上
- (2) 小型電気電子製品等からのレアメタル回収による資源循環利用の推進
- (3) 鉛等の有害物質による環境負荷の低減
- (4) 地域における新規の環境ビジネスの創出

2 事業の内容

鳥取県における小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等のリサイクルを目的として次のことを行う。

- (1) 廃小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等の含有量把握と県内の潜在量の推計
- (2) 既存の処理システムにおけるメタル資源等の分配挙動の把握、環境影響の評価
- (3) レアメタル回収の経済性・環境影響評価

(4)精錬原料として高付加価値化を行うための新規メタル分離・濃縮プロセスの開発

3 事業の現状及び課題

- (1)小型電気電子製品には、レアメタル、ベースメタルが集積している。
- (2)しかし、これらの廃棄物は一般家庭から不燃ごみ等として廃棄され、鉄、アルミ等を除き、レアメタル等はリサイクルされていない。
- (3)また、小型電気電子製品等について、処理・処分に伴う環境影響についての評価もされていない。
- (4)レアメタルリサイクルを進める上で基礎となる県内の潜在的資源量も不明である。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話:0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

溶融飛灰からの金属回収とリサイクル

1 事業の目的

一般廃棄物等の溶融処理により亜鉛や鉛を多く含む溶融飛灰が大量に発生する。この溶融飛灰からの金属資源の回収、無害化、リサイクルという一連の資源化技術を確立することにより、従来リサイクルされていなかった溶融飛灰を資源化する。

2 事業の内容

溶融飛灰のリサイクルを進め、最終処分量を削減することを目的とし、

- (1)アルカリ抽出法等により、溶融飛灰に含まれる金属類(亜鉛、鉛等)の分離し無害化する技術を確立する。
- (2)金属類が分離された飛灰について、土木・建築資材等へリサイクルする技術を確立する。

3 事業の現状及び課題

- (1)県内の溶融施設は2施設であるが、現在、キレート処理により重金属(鉛)を不溶化して最終処分され、リサイクルされていない。
- (2)一方、溶融飛灰に含まれる亜鉛、鉛等は金属資源として重要であり、回収利用が望まれるれており、回収、無害化、リサイクルという一連の資源化技術を確立していく。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話:0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>



2. 環境負荷低減の取組みが経済活動として循環する社会経済システムの実現

2.3 低炭素社会との調和

ごみ減量リサイクル推進モデル事業(再掲)

1 事業の目的

ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、産学官が連携して推進方策の検討及びリサイクル事業者と市町村とのマッチング等を行うとともに、モデル的な取組みを行う市町村や民間団体の支援を行う。

2 事業の内容

(1) 産学官が連携した推進方策の検討

とっとり環境イニシアティブにおいて、排出量の多い廃棄物のリサイクルや先進的な取組みの推進方策について検討するとともに、リサイクル業者と市町村とのマッチング等を行う。

(2) ごみ減量リサイクル創出支援事業

市町村が行う「ごみ減量リサイクル」を推進するため、外部評価委員会を設置し、モデル事業の支援を行うとともに、普及拡大に向けた事業効果等の検証を行う。

(3) ごみ減量リサイクル実践団体支援事業

ごみ減量リサイクル効果の大きい、生ごみの水切り・堆肥化、ミックスペーパーの分別排出等の実践者を県内に拡大するため、この取組みを組織的に行う民間団体に対し支援を行う。

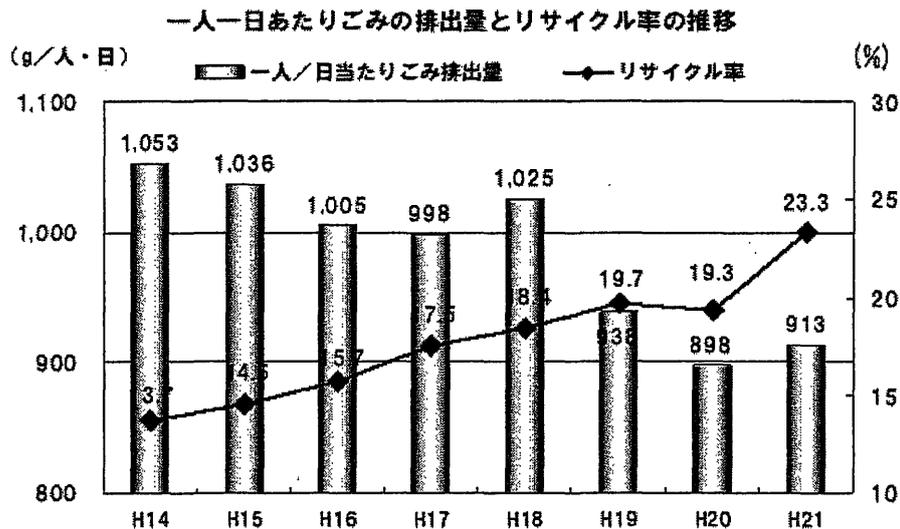
補助事業	実施主体	補助期間	補助内容	備考
ごみ減量リサイクル創出支援事業補助金	市町村、一部事務組合等	最大3年	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルシステム導入調査検討経費(報償費、旅費、消耗品費、食料費、会場借上料等) ・補助率:1/2、限度額:150万円/年 ○施設設置費等 ・補助率:1/3、限度額:2,000万円/3年 ※ただし、補助期間中の合計額は2,000万円以下 	学識経験者等による外部評価等において、事業の採択評価、効果等の検証を行う
ごみ減量リサイクル実践団体支援事業補助金	民間団体		<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量リサイクル実践活動経費(報償費、旅費、消耗品費、食料費、会場借上料等) ・補助率:1/2、限度額:50万円/年 	

3 事業の現状及び課題

○市町村のごみ袋の有料化や生ごみの資源化の取組等により、ごみの排出量は着実に減少し、リサイクル率は順調に向上。(排出量913g/人・日 リサイクル率23.3%(H21実績))

○廃棄物の特性に応じた効率的なごみ減量リサイクルシステムを構築するため、産学官が連携して推進方策の検討するほか、市町村とリサイクル事業者とのマッチング、モデル的な取組み支援等を進めていく必要がある。

○可燃ごみの中で比重の大きい生ごみの水切り・堆肥化や紙ごみの分別徹底など家庭でできる取組みについて、関係団体や市町村と連携し実践者の拡大を図っていく必要がある。



●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

リサイクル産業クラスター形成支援事業(再掲)

1 事業の目的

リサイクル産業クラスターを形成するため、(財)鳥取県産業振興機構におけるリサイクル産業クラスターコーディネーターの設置を支援し、新たなリサイクルビジネスの創出を促進する。

2 事業の内容

(財)鳥取県産業振興機構西部支部にリサイクル産業コーディネーター1名を配置するため、同機構に配置に必要な経費を補助する。

3 事業の現状及び課題

リサイクルビジネスを確立するためには、技術開発から販路開拓までのノウハウを持っている産業振興機構が主体となりサポートする仕組みが必要。

本年度も「廃ガラス」、「廃蛍光管」、「廃竹(孟宗竹)」のクラスターが進行中であり、更に新たなクラスターも形成しつつある。

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより
「環境産業の支援・育成」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

リサイクル技術等開発促進事業(再掲)

1 事業の目的

リサイクルビジネスの創出及び新技術・新商品の研究開発等を支援することにより、県内リサイクル産業を活性化させる。

2 事業の内容

○リサイクル技術・製品実用化事業

企業、大学等が行う廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに資する技術・製品開発等に助成。

- ・バイオマス分野 700万円(補助率2/3)×1件
- ・リサイクル分野 500万円(補助率2/3)×2件(特認は700万円)

○リサイクル産業活性化事業

県や国等のリサイクルビジネスに係る支援制度のパンフレットを作成・配布

3 事業の現状及び課題

○リサイクルビジネスを創出するために、企業と大学・試験研究機関等とのマッチングを行い、新技術や新製品の開発・実用化を促進することが必要。

○また、中小事業による新技術や新製品の開発・実用化を促進するためには大学等が保有する技術力を活用することが有効であるが、実用化の見極めが難しく多額の経費が必要。

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより
「リサイクル技術や製品の開発支援」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27151>

環境産業整備促進事業(再掲)

1 事業の目的

廃棄物を利活用するための施設・設備等のインフラを整備する企業が金融機関から融資を受ける際に、県から利子補給を行うことで、県内の廃棄物のリサイクルに取り組む企業を支援する。

2 事業の内容

県内廃棄物の適正処理及びリサイクルを行うための施設・設備の整備に係る経費を融資する。

○融資条件

項目	内容	
融資条件	限度額	事業に要する経費で1億円まで(特認2.8億円)
	資金使途	施設・設備の整備費
	期間	10年以内(うち据置2年以内)
	貸付利率	1.66%(変動金利)
	信用保証	全て鳥取県信用保証協会の保証を必要とする。
	信用保証料	年0.45%~1.08%(弾力化料率)
	償還方法	割賦均等償還

3 事業の現状及び課題

県内の廃棄物の再生利用・減量化率は95.3%(平成21年度実績)となっているが、県内最終処分場の残余容量が減少しつつあり、また、管理型最終処分場がないため、一層の減量化及びリサイクルを促進する必要がある。

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより
「環境産業支援資金融資のご案内」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30489>

リサイクルビジネスモデル支援事業(再掲)

1 事業の目的

優れた技術・製品・計画などを有する県内のリサイクル企業等が、これまで市場性や収益性の面からリサイクルビジネスとしての成立が困難であった分野において、新たなリサイクルビジネスモデルを創出することを目的とした事業に係る費用を助成

2 事業の内容

【応募資格】

県内に所在するリサイクルを行う企業(企業又はその組合をいう。以下同じ。)
(新規にリサイクル産業に参入する企業を含む)及びリサイクル機器製造関連企業で、助成対象となる事業を行うもの

【助成対象】

補助事業	補助率	限度額
県内のリサイクルを行う企業及びリサイクル機器製造関連企業		

<p>が行う次の事業</p> <p>1 リサイクルビジネス調査事業 (市場動向、競合状況、顧客ニーズ、製品活用、コスト比較等の調査事業及びこれらを含む調査委託事業)</p> <p>2 トライアル調査実施事業 (新しいリサイクルビジネスモデルを構築するための実証実験を行う事業)</p>	2/3	200 万円
--	-----	-----------

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより

「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

産業廃棄物適正処理推進事業(再掲)

1 事業の目的

循環型社会を確立するため、

(1)自主的な取組の推進

排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・リサイクルを積極的に働きかけ、産業廃棄物の排出削減・リサイクルを図る。

(2)法令による規制の徹底

廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設設置等の許認可を適正に行うとともに、廃棄物処理施設等への立入検査を徹底し、産業 廃棄物の適正処理を確保する。

2 事業の内容

(1)自主的な取組の推進

- ・産業廃棄物実態調査により、排出量、リサイクル率、処理方法、将来予測を把握する。
- ・産業廃棄物実態調査の結果を踏まえ、排出事業者(特に多量排出事業者)に対しきめ細かい減量・リサイクルを働きかける。

(2)法令による規制の徹底

- ・廃棄物処理法に基づく許認可申請(廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等)の審査を行う。
- ・産業廃棄物処理施設等に対する立入検査を実施する。
- ・廃棄物処理施設に立入検査を実施し、維持管理状況の確認、水質検査を実施する。

3 事業の現状及び課題

・H21年度の排出量は、22年度目標値を10万トン増加しているため、排出量の多い多量排出事業者や建設業者を中心に、排出抑制及びリサイクルアップに向けたきめ細かい指導・助言を行っていく必要がある。

・産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良な排出事業者・処理業者を育成するとともに、廃棄物処理施設等の監視・指導を徹底する必要がある。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

一般廃棄物適正処理推進事業(再掲)

1 事業の目的

一般廃棄物の排出を抑制し、分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を適正に行うことにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。

2 事業の内容

- ・一般廃棄物処理に係る助言
- ・一般廃棄物処理施設整備に係る助言(循環型社会形成推進交付金の活用)
- ・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法等に関する業務
- ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等合理化に関する特別措置法に関する業務
- ・一般廃棄物処理事業実態調査業務
- 「一般廃棄物の処理事業の概況」等統計資料の作成

3 事業の現状及び課題

東・中・西部地区において施設整備等の実施が予定されている。

【当面の施設の整備予定】

- ・東部広域:可燃物処理施設整備事業
(H23年度生活環境影響評価、基本設計等)
- ・中部広域:廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業
(H23年度発注仕様書作成支援)
- ・米子市:廃棄物処理施設に関する長寿命化整備計画策定
(H23年度長寿命化計画策定)

●担当 生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物・リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

循環型社会推進課webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>



2. 環境負荷低減の取組みが経済活動として循環する社会経済システムの実現

2.4 廃棄物の適正処理体制の確立

廃棄物優良事業者支援事業

1 事業の目的

産業廃棄物処理業者を対象に法令の重要事項などに関する実践的な研修を行い、処理業者の自主管理体制の充実を図るとともに、排出事業者に対し、産業廃棄物処理のルールや役割等を説明し、排出事業者責任に関する理解を深める。

また、廃棄物の適正処理及び4つのRの推進に功績のあった者を表彰するとともに、企業及び県民の意識高揚を図る。

2 事業の内容

(1) 産業廃棄物処理業者実務研修会

産業廃棄物処理業者を対象に廃棄物に関する知識や新しい制度、情報を提供するための研修を行う。

(2) 循環型社会功労者等表彰

○鳥取県循環型社会推進功労者知事表彰

廃棄物の適正処理や4つのRの推進に功績のあった者を顕彰する

○循環型社会形成功労者等環境大臣表彰、リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰等の国関係の表彰制度に対し、県が候補者を推薦する。

3 事業の現状及び課題

産業廃棄物の適正処理体制を確保するためには、不適正処理に対する厳格な対応に加え、産業廃棄物処理業者及び排出事業者の質の向上・優良化を図ることが必要。

●担当 生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導、廃棄物・リサイクル担当 電話0857-26-7681・7198

参考URL

循環型社会推進課webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

農業用廃棄物適正処理の推進

1 事業の目的

農業用使用済プラスチックの不法投棄や野焼きを防止するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理を周知するとともに、使用済プラスチックの仕分けによりリサイクル向

けの回収を推進する。

2 事業の内容

- (1) インターネットによる普及啓発
- (2) 処理状況調査の実施

3 事業の現状及び課題

リサイクル率 54.2%(平成21年度)

●担当: 農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより

「環境にやさしい農業の推進、農薬の適正使用に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

畜産農家環境保全指導事業

1 事業の目的

畜産農家における家畜排せつ物の適正管理の監視・指導による問題発生への低減と、家畜排せつ物の有効利用及び利用促進を図ることを目的とする。

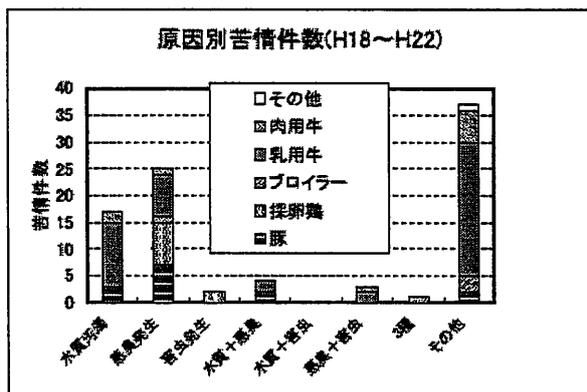
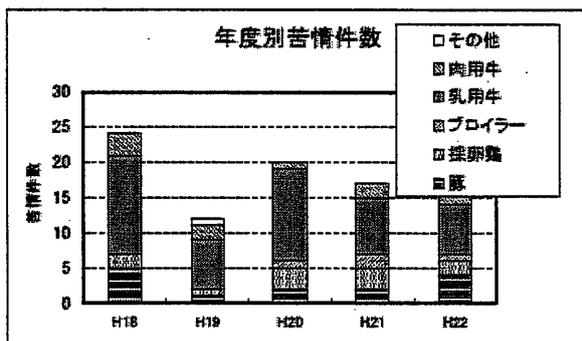
2 事業の内容

- (1) 農場からの相談または発生した苦情に対する一般指導の実施
- (2) 常習的または悪質な不適正管理の場合の法的措置
- (3) 水質検査及び臭気検査の実施と検査結果に基づく指導の実施
- (4) 環境保全に関する取り組みを推進するための協議会の開催と研修参加等による情報収集及び提供

3 事業の現状及び課題

- ・畜産農家における苦情発生件数は暫減傾向
(H21.7月～H22.6月発生件数16件)
- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく勧告、改善命令等の事例はH22年度はなし(全て一般指導の対象)
- ・毎年度県内十数カ所を目途に畜産関係施設周辺の排水の水質検査及び臭気検査を実施
- ・関係機関との協議会を例年1回程度開催
(課題)
- ・苦情発生の原因となっている畜産関係施設は特定の施設に固定化の傾向。特に臭気問題の改善が困難なケースがある。

畜産農家環境保全指導事業に係る苦情発生状況と対応状況



家畜排せつ物の完全旅行(平成16年11月1日)以降の立入検査による助言指導等の実績 (件数)

立入検査	畜種	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (5/31まで)
助言指導	豚	0	0	0	0	0
	採卵鶏	0	0	0	0	0
	プロイラー	0	0	0	0	0
	乳用牛	2	2	0	0	0
	肉用牛	0	0	0	0	0
	計	2	2	0	0	0
助言	計	0	0	0	0	0
命令	計	0	0	0	0	0

●担当: 農林水産部 畜産課 衛生環境担当 電話0857-26-7286

参考URL

鳥取県畜産課のwebサイトより

「家畜排せつ物法の概要」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38447>

PCB廃棄物処理対策推進事業

1 事業の目的

平成13年6月に「PCB廃棄物特別措置法」が施行されたことに伴い、保管事業者は平成28年7月までにPCB廃棄物を処理することが義務付けられた。

県内のPCB廃棄物については、北九州市の拠点の広域処理施設において処理されることとされており、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1) 独立行政法人環境再生保全機構が設置する中小企業者支援のための基金に資金を拠出

- (2)トランス等の微量PCB汚染の有無に係る調査経費を助成
- (3)鳥取県PCB廃棄物処理計画の普及啓発
 - ・使用中・保管中のPCB含有電気機器等の実態把握を行う。
 - ・PCB廃棄物保管等届出の徹底、適正処理推進のための監視指導を行う。
 - ・保管事業者や収集運搬業者に対し保管・運搬基準の遵守、指導を行う。
 - ・PCB廃棄物処理施設への効率的かつ安全な搬入体制を確保する。
 - ・届出書の縦覧、説明会の開催、ホームページによる普及啓発を行い県民、事業者等の理解の促進を図る

3 事業の現状及び課題

- ・平成13年7月「PCB廃棄物特別措置法」施行
- ・PCB廃棄物保管事業者に平成28年までの処理義務発生
 - ↓
 - ・県内のPCB廃棄物(微量PCB汚染機器を除く)については、日本環境安全事業(株)北九州事業所において処理することとなり処理の周知・推進が必要。
 - ・保管中のPCB廃棄物については、適正保管を指導してきており、概ね適切な保管状況。
 - ・微量PCB汚染機器については、国が認定する無害化処理施設において処理(現在、全国で4施設)。微量PCB混入機器については把握が十分でなく不適正な処理が行われる懸念があるため、分析経費の助成等により、引き続き把握の促進を図る。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「PCB対策」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28369>

産業廃棄物処理施設紛争予防事業

1 事業の目的

廃棄物処理施設の設置に関する紛争の発生を防ぐため、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、紛争発生時の意見調整等を行う。

2 事業の内容

- (1)条例に基づく事業者等への指導・助言
 - 必要に応じ、学識経験者等から意見聴取を実施。
- (2)紛争発生時の意見調整
 - 知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の理解促進、紛争解決を図る
- (3)廃棄物審議会における調査審議
 - 意見調整結果等の審議

3 事業の現状及び課題

手続状況(H23.3.31時点)

- 平成20年度開始 9件(未了0件) うち、意見調整に至ったもの0件
- 平成21年度開始 9件(未了1件) うち、意見調整に至ったもの1件

平成22年度開始 8件(未了3件) うち、意見調整に至ったもの0件

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336>

環境美化対策事業

1 事業の目的

県内各地で空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て禁止の呼びかけや清掃活動等の取組が行われているものの、依然としてごみのポイ捨ては後を絶たない状況にある。

ごみのポイ捨ては、基本的に個人のモラルに関わる部分であるため、環境美化に対する一層の意識向上を図るための持続的かつ効果的な普及啓発を実施する。

2 事業の内容

(1)環境美化キャンペーン

鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく「環境美化推進月間」(9月及び10月)中に開催される各種イベント会場や人通りの多い駅周辺等で啓発活動を実施する。

(2)環境美化の促進について広報

(3)広告誌や広告塔等の媒体を活用して啓発を実施するとともに、市町村の美化活動の紹介などにより県民への参加の呼びかけを行う。

3 事業の現状及び課題

○各市町村においても美化活動が盛んに行われ、環境美化に対する意識も年々向上していると考えられる。しかし、空き缶等のポイ捨ての不適正処理が依然として残っていることから、これらのごみを適正に処理(資源化)していくことが必要。

○一層の環境美化を促進するため、引き続き県民等へ環境美化について啓発し、市町村に対しては美化活動及び独自条例制定の働きかけをしていく必要がある。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「県内の環境美化活動の推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27156>

不法投棄廃棄物処理事業

1 事業の目的

私有地に不法投棄された産業廃棄物を市町村の協力を得て迅速かつ適正に処理することで、環境の保全と美化を図る。

2 事業の内容

私有地に不法投棄された投棄者不明の産業廃棄物等の処理を行う市町村に対し、処理経費を

支援する。(補助率:1/2)

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

廃棄物不法投棄対策強化事業

1 事業の目的

産業廃棄物等の不法投棄・不適正処理事案に対して、迅速な現場対応や的確な撤去処理の実施のための体制整備、行政と各種関係機関・県民との連携を通じた取り組みによる不法投棄の解決及び未然防止を推進する。

2 事業の内容

(1)本庁への警察官、各総合事務所への警察官OBの配置

平成12年から、生活環境部循環型社会推進課に不法投棄担当官として警察官1名、東部・中部・西部の各総合事務所に廃棄物適正処理推進指導員として警察官OBを各1名ずつ配置して、不法投棄対策を推進。

(2)不法投棄24時間監視カメラと無人警報装置の設置

県内の不法投棄多発地帯に新たに移動式監視カメラ3台を設置するとともに、既存の固定式監視カメラ6機、対人センサー付き無人警報装置8機を引き続き設置。

(3)普及・啓発活動

- ・警察、自治体、地域住民、産業廃棄物協会等との合同パトロール・不法投棄物撤去活動等を実施。
- ・ヘリコプターによる大規模案件の監視。
- ・海上保安庁との合同シーパトロールを実施。
- ・民間団体との不法投棄通報協定の締結による監視体制の強化
- ・不法投棄防止啓発用マグネットシート等を車両に貼付しての啓発活動を実施(4)各種媒体を

活用した広報の実施

3 事業の現状及び課題

(1)不法投棄の発見件数は、平成13年度をピークに減少傾向に転じ、平成17年度からは再び増加傾向にあったが、平成21年度以降は減少に転じている。

(2)投棄された廃棄物は、生活ごみ、不要家電製品等の一般廃棄物のポイ捨てが約8割で、住民個々のモラルの低下が危惧される。

(3)不法投棄対策を効果的に実施していくため、重点警戒箇所の指定など市町村や関係団体との連携を一層強めていく必要がある。

(4)人の目が常時届かない山間部では、今後も、市町村独自の設置を要請するとともに、県も高度な監視カメラの導入を行い、不法投棄撲滅に向けて有効に活用していく必要がある。

(5)広域的な不法投棄通報・監視活動をより推進するため、「不法投棄の情報提供に関する覚書」を締結している民間団体との連携の充実を図っていく必要がある。

●担当:担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

産業廃棄物最終処分場の設置に向けた取組み(環境管理事業センター支援事業)

1 事業の背景・目的

- 平成6年12月、県・市町村・民間が出資して、環境管理事業センターを設立し、今日まで候補地の選定、地元協議など管理型最終処分場の建設に向けて取り組んできた。
- 平成18年秋から、センターは新たな候補地において、民間企業と事業提携する方式での処分場建設を目指し民間企業と協議を行ってきた。
- 平成20年5月、センターは新たな管理型最終処分場の候補地を公表、民間企業は事業計画づくりに着手した。
- その後、民間企業が策定した事業計画の点検、協議を現在まで行ってきた。

2 事業の内容

- 産業廃棄物最終処分場の建設に向けて、センターの人件費、運営費等の支援。
- 事業計画の検討について、センターに対して技術的な支援を実施。

3 事業の現状及び課題

- 民間企業の計画案は、経済環境の悪化やリサイクルの進展等による廃棄物の減少、全国的な処理単価の低下に加えて、放流水による周辺的生活環境への影響を懸念する住民の声に対応するための高度な処理等により、多額の赤字が見込まれる。
- センターは、平成23年秋頃までに整備方針を決定することとして、実現可能な事業計画の検討を行っている。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

公営住宅ストック総合改善事業

1 事業の目的

機能低下が著しい昭和50年代建設の県営住宅ストックについて、全面的な改善事業を実施する。

2 事業の内容

RC4階建ての階段室型住棟(24戸)にエレベーターを設置する等バリアフリー化するとともに、内装・設備をリニューアルする。

3 事業の現状及び課題

コスト縮減が課題となっている。

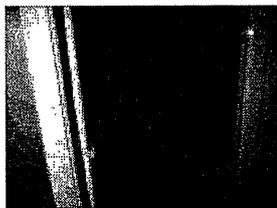
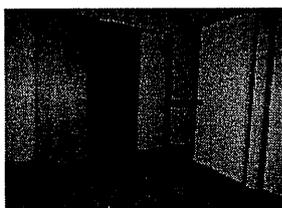
改修事例(県営住宅ひばりが丘団地S52-8棟)



改修前



改修後



●担当:生活環境部くらしの安心局住宅政策課 計画担当 電話0857-26-7412

参考URL

鳥取県くらしの安心局住宅政策課のwebサイトより
「くらしの安心局住宅政策課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

➡次のページ



2. 環境負荷低減の取組みが経済活動として循環する社会経済システムの実現

2.4 廃棄物の適正処理体制の確立

産業廃棄物適正処理推進事業

1 事業の目的

循環型社会を確立するため、

(1) 自主的な取組の推進

排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・リサイクルを積極的に働きかけ、産業廃棄物の排出削減・リサイクルを図る。

(2) 法令による規制の徹底

廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設設置等の許認可を適正に行うとともに、廃棄物処理施設等への立入検査を徹底し、産業廃棄物の適正処理を確保する。

2 事業の内容

(1) 自主的な取組の推進

- ・産業廃棄物実態調査により、排出量、リサイクル率、処理方法、将来予測を把握する。
- ・産業廃棄物実態調査の結果を踏まえ、排出事業者(特に多量排出事業者)に対しきめ細かい減量・リサイクルを働きかける。

(2) 法令による規制の徹底

- ・廃棄物処理法に基づく許認可申請(廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等)の審査を行う。
- ・産業廃棄物処理施設等に対する立入検査を実施する。
- ・廃棄物処理施設に立入検査を実施し、維持管理状況の確認、水質検査を実施する。

3 事業の現状及び課題

- ・H21年度の排出量は、22年度目標値を10万トン増加しているため、排出量の多い多量排出事業者や建設業者を中心に、排出抑制及びリサイクルアップに向けたきめ細かい指導・助言を行っていく必要がある。
- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良な排出事業者・処理業者を育成するとともに、廃棄物処理施設等の監視・指導を徹底する必要がある。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

一般廃棄物適正処理推進事業

1 事業の目的

一般廃棄物の排出を抑制し、分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を適正に行うことにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。

2 事業の内容

- ・一般廃棄物処理に係る助言
- ・一般廃棄物処理施設整備に係る助言(循環型社会形成推進交付金の活用)
- ・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法等に関する業務
- ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等合理化に関する特別措置法に関する業務
- ・一般廃棄物処理事業実態調査業務
- 「一般廃棄物の処理事業の概況」等統計資料の作成

3 事業の現状及び課題

東・中・西部地区において施設整備等の実施が予定されている。

【当面の施設の整備予定】

- ・東部広域:可燃物処理施設整備事業
(H23年度生活環境影響評価、基本設計等)
- ・中部広域:廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業
(H23年度発注仕様書作成支援)
- ・米子市:廃棄物処理施設に関する長寿命化整備計画策定
(H23年度長寿命化計画策定)

●担当 生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物・リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

循環型社会推進課webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業

1 事業の目的

平成13年6月に「PCB廃棄物特別措置法」が施行されたことに伴い、保管事業者は平成28年7月までにPCB廃棄物を処理することが義務付けられた。

土地改良施設の管理者が保管するポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を処理する経費を助成。

2 事業の内容

土地改良区が所有するPCB廃棄物(高圧コンデンサ)処理に要する運搬経費を補助する。

3 これまでの取組

- ・平成13年7月「PCB廃棄物特別措置法」施行
- ・PCB廃棄物保管事業者に平成28年までの処理義務発生
- ・県内の2土地改良区でPCB廃棄物の所有を確認
- ・処理業者(日本環境安全事業株式会社)に処理登録
- ・平成21年度に1土地改良区所有分を処理済
- ・未処理分について、処理業者との調整で平成23年8月に処理予定

●担当 農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7336

参考URL

鳥取県農地・水保全課webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41188>

前のページ 

